

令和2年2月定例会 提出条例議案【総務局】

議案第29号 「地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

会計年度任用職員等について、職務の性質等により必要があるときには、休憩時間をずらして付与することができるよう、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例第3条中、**北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例**の改正規定において、会計年度任用職員等に対して同条例第3条第2項を適用させる規定を追加する。

これにより、職務の性質により必要があるとき、又は職務の遂行上特別の必要があるときは、任命権者が別に定めるところにより、休憩時間をずらして付与することができることとする。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例第18条中、**北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例**の改正規定についても、同様の改正を行うもの。

<休憩時間をずらして付与する場合に条例で規定しなければならない事業>

労働基準法別表第一に掲げる 下記の各号の事業	市で該当する主な事務所
第1号（材料の変造等）	各特別支援学校等の学校給食調理場
第12号（教育、研究等）	各学校・図書館等の教育施設
第15号（焼却、清掃等）	斎場・環境センター（事務所・工場）

※ 労働基準法及び同法施行規則並びに地方公務員法により、上記事業については休憩時間をずらして付与する場合、その旨を条例で定める必要がある。

3 施行期日

公布の日